

「子どもかるたコミュニティ」モデル事業委託業務仕様書

1 業務の名称

「子どもかるたコミュニティ」モデル事業委託業務

2 主催

群馬県

3 事業の趣旨・目的

上毛かるたは、長年にわたり群馬県民に親しまれてきた郷土かるたであり、世代を超えて郷土への愛着や地域のつながりを育む大切な文化資源である。

しかし、近年では、地域によっては子ども会等での練習が行われなくなるなど、子どもたちが上毛かるたに触れる機会が減少している。

本事業は、地域団体等が主体となり、子どもを中心とした多世代交流を通じて上毛かるたに親しむ機会を創出・拡大することで、地域における自主的な活動の定着と、上毛かるたを通じた新たな形のコミュニティ形成を目指すものである。

4 事業内容

県内の子どもたちが、子ども会への加入の有無にかかわらず参加できる、上毛かるた大会・体験会・交流イベント等を実施する。

なお、実施する事業は次の条件のすべてを満たすものとする。

- ・直接的または間接的に、子どもの競技人口の維持・増加に寄与するものであること。
- ・従来から実施している定例練習会のような既存活動の継続ではなく、上毛かるたに親しむ機会の新たな創出・拡大に資する事業であること（既存参加者のみを対象とする事業でないこと）。
- ・地域団体（子ども会・自治会・公民館等）が主体となり、または連携して実施されること（地域住民の関与が認められること）。
- ・次年度以降も自主的な実施が見込まれること。

（例）

- ・小学1年生を対象とした「はじめての上毛かるた体験会」
- ・家族で参加できる大会の実施
- ・子ども会がない複数地区の子どもを対象とした合同練習会

5 委託業務の内容

- （1）事業の企画・調整・実施
- （2）実績報告書の作成及び提出
- （3）その他、本事業を円滑に実施するために必要な事務

6 その他

仕様書に記載のない事項については、県と受託者の協議により決定する。

7 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、県との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は県が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。